

## 第2 調査結果

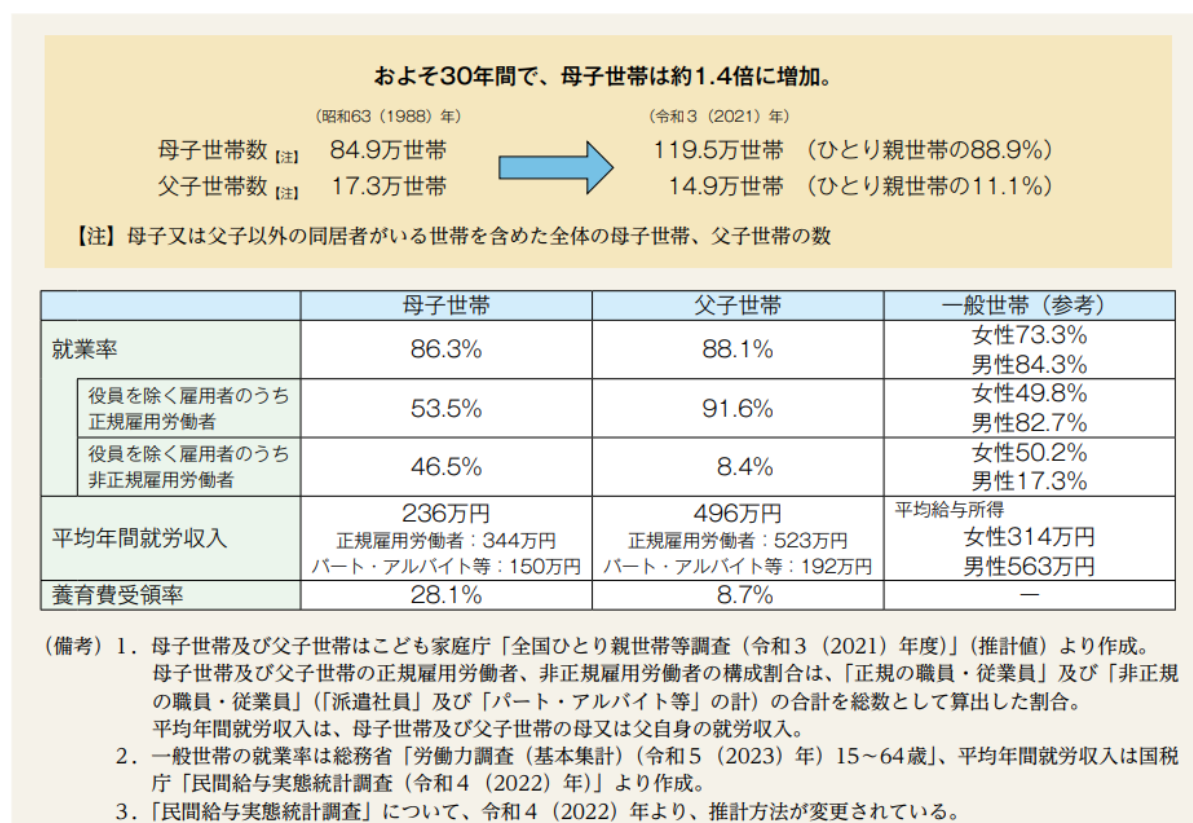
### 1 ひとり親家庭等の概況と報告書の構成等

#### (1) ひとり親家庭等の概況

ひとり親家庭等の世帯の数は、「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」によれば、母子世帯119.5万世帯、父子世帯14.9万世帯であり、母子世帯数は、昭和63年の84.9万世帯から、およそ30年間で約1.4倍に増加している。なお、前回（平成28年度）の同調査（母子世帯123.2万世帯、父子世帯18.7万世帯）と比べると、世帯数は横ばいで推移している。

また、ひとり親家庭等の世帯の就業率は、母子世帯、父子世帯ともに約9割となっているものの、母子世帯の約半数が非正規雇用であり、父子世帯と比較して平均年間就労収入が半額程度（236万円）となっている。さらに、母子世帯における養育費の受給率は、3割を下回っている状況である。

図1-(1)-① 母子・父子世帯の状況



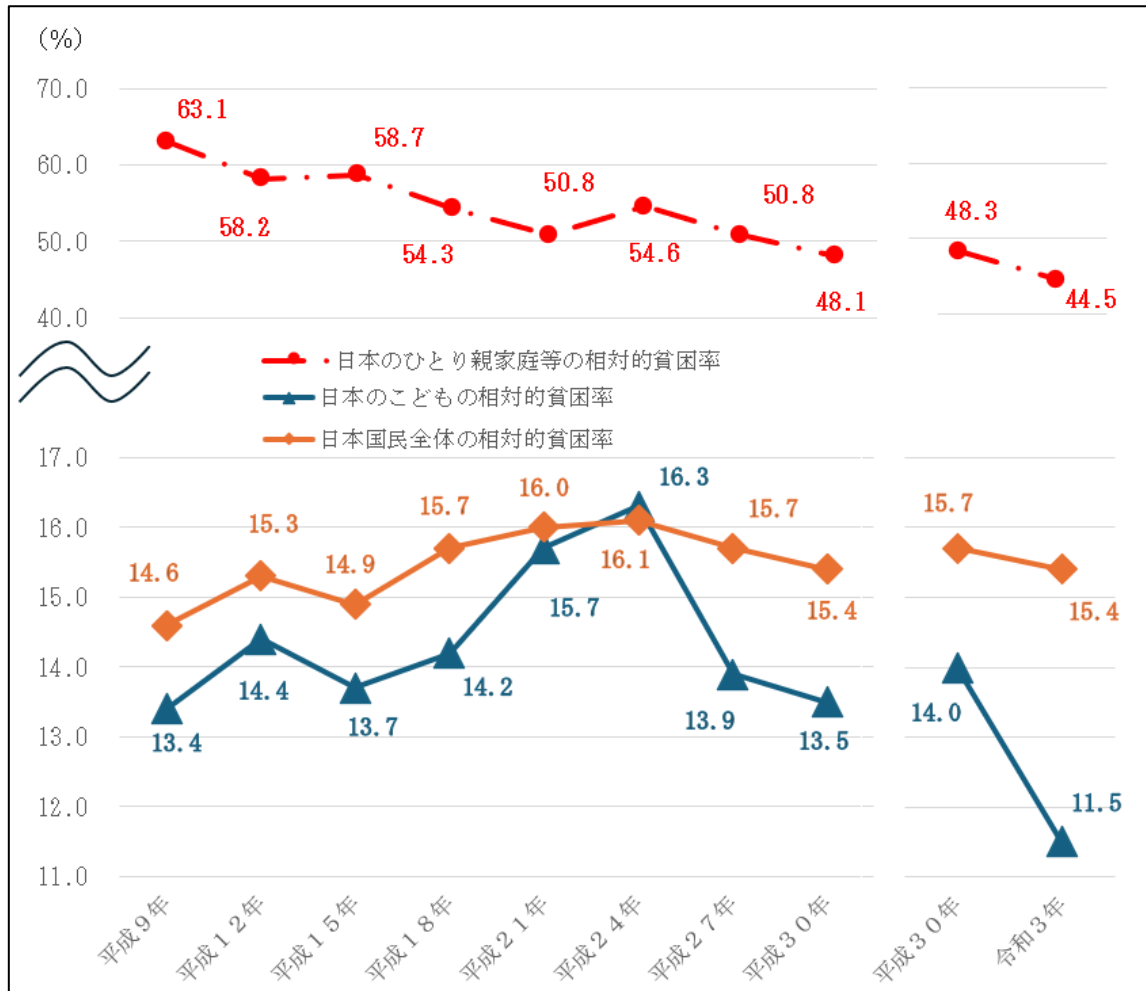
(注) 内閣府「令和6年版男女共同参画白書」による。

このほか、ひとり親家庭等をめぐっては、相対的貧困率が高い状態が続いており、「令和4年国民生活基礎調査」によると、我が国の相対的貧困率は、全体が15.4%、こどもが11.5%と全体的に低下傾向であるのに対し、ひとり親家庭等は44.5%と高い状況にあ

る。また、OECD 加盟国における相対的貧困率の平均は、全体が 11.4%、こどもが 12.4%、ひとり親家庭等が 31.1%となっており、国際的にみても、我が国のひとり親家庭等の相対的貧困率は高い状況にあるといえる。

図 1-(1)-② ひとり親家庭等の相対的貧困率の推移

(単位：％)



(注) 1 「令和4年国民生活基礎調査」に基づき、当省が作成した。

2 平成30年にOECDの所得定義が変わったため、折れ線グラフが途切れている。

## (2) 調査の視点及び報告書の構成

ひとり親家庭等に対する支援としては、様々な施策が推進されているが、「令和3年度全国ひとり親世帯等調査<sup>3</sup>」や「令和3年子供の生活状況調査の分析報告書<sup>4</sup>」によれば、特に、経済的支援以外の公的支援については、「知らなかった」、「手続きが分からなかった」というひとり親家庭等からの声もあり、その利用状況や認知状況は、総じて低くなっている。こうした状況を踏まえ、本調査では、ひとり親家庭等の支援を実施している地方公共団体における取組状況を調査するとともに、ひとり親家庭等の意見をアンケートやイ

<sup>3</sup> 資料1-(2)-①参照

<sup>4</sup> 資料1-(2)-②参照

ンタビューを通じて把握・聴取し、地方公共団体が実施する支援とひとり親家庭等が求める支援にギャップが生じていないか、ひとり親家庭等に必要な情報を届け、支援につなげるための効果的な周知・広報はどのようなものかといったことを明らかにするとともに、課題への対応策（国による支援の余地）を検討することとした。

具体的には、相談支援を含む各種支援の実施に当たり、支援を必要とする側からの申請が基本となっている中で、ひとり親家庭等に至る要因や時系列も考慮しつつ、地方公共団体における「ひとり親家庭等の把握」、「ひとり親家庭等に対する支援の周知」、「ひとり親家庭等に対する相談対応」といった一連の流れを想定して、これらの3つの項目により整理した。

### (3) 調査対象機関の選定

こども家庭庁では、ひとり親家庭等に対する支援として、それぞれのひとり親家庭等が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、「①子育て・生活支援」、「②就業支援」、「③養育費確保等支援」、「④経済的支援」の4本柱により各種施策を推進している。これを踏まえ、本調査では、④経済的支援の根幹を成す児童扶養手当のほか、①～③の柱の中から最低1事業の実施状況を調査すべく、次の表1のとおり、4事業を選定することとし、こども家庭庁の資料<sup>5</sup>で整理されている都道府県、市区町村での実施状況を参照し、原則3事業以上を実施している市区町村を調査対象として選定することとした。

表1 調査対象の4事業

| 支援の柱      | 調査対象事業名                          |
|-----------|----------------------------------|
| ①子育て・生活支援 | ひとり親家庭等日常生活支援事業<br>こどもの生活・学習支援事業 |
| ②就業支援     | 母子・父子自立支援プログラム策定事業               |
| ③養育費確保等支援 | 離婚前後家庭支援事業                       |

(注) 当省の整理による。

### (4) 調査手法等

都道府県、市区町村（ひとり親支援部門及び戸籍部門）への実地調査のほか、行政が実施しているひとり親家庭等への様々な支援の情報について、ひとり親家庭等が把握できているのか、どういった支援情報を求めているか等を検討するため、ひとり親家庭等に対し、アンケート調査（以下「ひとり親家庭等アンケート」という。）を実施するとともに、ひとり親家庭等アンケートの回答結果を基に、具体的な意見や実例を把握するため、個別にインタビュー調査（以下「ひとり親家庭等インタビュー」という。）を実施した。

ひとり親家庭等アンケートは、調査対象28市区町村のうち、ひとり親家庭等アンケート実施につき協力が得られた23市区町村において、令和7年10月から11月までの間

<sup>5</sup> 「各自治体における取組状況」([https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/4d7a8b88-d285-469d-9d68-33e5dbe8801c/fec8d747/20250319\\_policies\\_hitori-oya\\_jisshijokyo-r05\\_02.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/4d7a8b88-d285-469d-9d68-33e5dbe8801c/fec8d747/20250319_policies_hitori-oya_jisshijokyo-r05_02.pdf))

に、各市区町村がひとり親家庭等に送付する児童扶養手当の審査結果にひとり親家庭等アンケートの二次元コードを印字したはがきサイズの下紙を同封して配布(69,442世帯)し、ひとり親家庭等がオンライン上で回答する方式とした。その結果、2,868世帯(児童扶養手当審査結果送付対象世帯の約4%)のひとり親家庭等から回答が得られた。

ひとり親家庭等インタビューは、ひとり親家庭等アンケートに回答があり、かつひとり親家庭等インタビュー調査に協力する意向を示したひとり親家庭等の中から、ひとり親家庭等アンケートへの回答内容等を踏まえ選定した63人に対して、令和7年11月から12月までの間に実施した<sup>6</sup>。

---

<sup>6</sup> ひとり親家庭等アンケートの回答結果、ひとり親家庭等インタビューの回答者の属性等は別紙参照